

条例に基づく取組み

犯罪被害者等相談窓口

困りごとの整理と解決までのステップを一緒に考えます

窓口でできること

- 犯罪被害等により生じた不安や問題などのお話をお聞きし、解決に向けて一緒に考えます。
- 状況やご希望に応じて、必要な支援を一緒に考えます。
- 区役所等での必要な手続きについてご案内します。
- おひとりで不安な場合、必要に応じて、裁判所や病院などに相談員が同行します。



早期回復・生活再建に向けた支援

犯罪被害を受けた方等の状況や希望に応じ、幅広く対応できるよう、様々な支援を実施します。

 <p>経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遺族弔慰金 ● 遺族子育て支援金 ● 重傷病支援金 ● 性犯罪被害者支援金 	 <p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士相談費用助成 ● カウンセリング費用助成 	 <p>居住支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊費用助成 ● 転居費用助成 	 <p>性犯罪被害を受けた方への緊急支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関への同行 ● 医療費の助成
--	---	---	---



家庭生活・社会生活継続支援

- 配食サービス
- 食事費用助成
- 家事・介護等費用助成
- 一時保育・預かり費用助成
- 移動費用助成
- 就労準備費用助成
- 修学費用助成
- ごみ訪問収集

支援の申請には要件があります
 まずは、**犯罪被害者等相談窓口**へご連絡ください

- 令和7年4月1日以降に発生した死亡、重傷病、性犯罪被害、放火被害(居住支援のみ)が対象となります。また、**原則、警察に被害届を提出し、受理されたもの**が対象となります(緊急支援を除く)。
※詐欺などの財産被害は対象となりません。
- 申請にあたっては、相談員との**面談が必要**です。

犯罪被害者等支援について詳しくは、区HPQ 1027 をご覧ください。

寄附にご協力をお願いします

犯罪被害を受けた方等への早期回復・生活再建に向けた支援、二次被害防止などの理解促進を図る啓発事業等に活用するため、「世田谷区犯罪被害者等支援等基金」をつくりました。支援等を持続的に行うため、寄附にご協力をお願いします。

寄附の方法

ポータルサイト	オンライン手続き	郵送・電話・ファクシミリ	窓口
インターネット経由で申込や寄附が完了します。 決済手段 / クレジットカード、マルチペイメント、納付書、銀行振込等	専用のページから申込できます。 決済手段 / 納付書、銀行振込等	まずは人権・男女共同参画課 (☎6304-3453 FAX6304-3710) までご連絡ください。 決済手段 / 銀行振込等	まずは人権・男女共同参画課 (☎6304-3453 FAX6304-3710) までご連絡ください。 決済手段 / 現金

基金や寄附について詳しくは、区HPQ 23803 をご覧ください。

